

国土交通省告示第百三十三号

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第三十六条第三号、第四号及び第六号の規定に基づき、旅程管理研修の内容及び方法の基準等を定める告示を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

平成十七年一月二十五日

国土交通大臣 北側 一雄

旅程管理研修の内容及び方法の基準等を定める告示

1 旅程管理研修の内容及び方法の基準

旅行業法施行規則（以下「規則」という。）第三十六条第三号の告示で定める旅程管理研修の内容の基準は、次に掲げるものとする。

一 旅程管理研修は、次に掲げる旅程管理研修の種類に応じ、それぞれに定める事項について行うものであること。

イ 専ら本邦内の企画旅行に参加する旅行者に同行して旅程管理業務を行おうとする者を対象とする旅程管理研修（以下「国内旅程管理研修」という。） 別表上欄第一号及び第二号に掲げる事項

ロ イに規定する者以外の者を対象とする旅程管理研修（以下「総合旅程管理研修」という。）

別表上欄第一号から第三号までに掲げる事項

二 別表上欄各号に掲げる事項ごとに同表の下欄に掲げる時間行うものであること。

2 旅程管理研修の方法の基準

規則第三十六条第三号の告示で定める旅程管理研修の方法の基準は、次に掲げるものとする。

一 あらかじめ研修計画を作成し、これに基づいて行うものであること。

二 特定の者を不当に差別的に取り扱うものではないこと。

三 不正な受講を防止するための措置を講じること。

3 登録研修教材の基準

規則第三十六条第四号の告示で定める登録研修教材の基準は、次に掲げるものとする。

一 旅程管理業務を行う者として必要な知識及び能力を習得させるのに適当であると認められるものであること。

二 別表上欄各号に掲げる事項を履修させるのに必要な内容を含むものであること。

三 その他適当と認められる内容のものであること。

4 修了試験の基準

規則第三十六条第六号の規定による修了試験は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 一 別表上欄各号に掲げる事項について、受講者の知識及び能力の習得が確認できるものとして行うものであること。
- 二 修了試験の問題の作成、実施及び合否判定を厳正かつ公正に行うものであること。
- 三 修了証明書は別添様式によるものであること。

別表

事 項	時 間
1 旅行業法及び旅行業約款に関する科目 <ul style="list-style-type: none"> 一 旅行業法及びこれに基づく命令についての知識 二 旅行業約款に関する知識 	三時間以上
2 旅程管理業務に関する科目（基礎・国内旅程管理業務関係） <ul style="list-style-type: none"> 一 旅程管理業務を行う者の責務と役割 二 旅行開始前及び旅行終了後の業務に関する知識 三 集合時刻及び集合場所の設定及び指示に関する知識 	十三時間以上

<p>3 旅程管理業務に関する科目（海外旅程管理業務関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 本邦外の運送機関及び宿泊施設に関する知識 二 本邦外における安全対策及び事故発生時の対応に関する実務処理の能力 三 本邦及び主要国における出入国に必要な手続に関する実務処理の能力 四 主要国の現地事情に関する知識 五 本邦外の旅行に関する旅程管理業務に必要な語学に関する能力 六 その他本邦外の企画旅行に係る旅程管理業務に関する実務処理の能力 	<ul style="list-style-type: none"> 四 旅行者の移動の円滑化に関する知識 五 旅行に関する保険の手続に関する実務処理の能力 六 本邦内の運送機関及び宿泊施設に関する知識 七 本邦内における安全対策及び事故発生時の対応に関する実務処理の能力 八 その他本邦内の企画旅行に係る旅程管理業務に関する実務処理の能力
<p>八時間以上</p>	

備考

国内旅程管理研修の課程を修了した者が総合旅程管理研修を受講する場合にあつては、その者の申

請により、この表の上欄第一号及び第二号に掲げる事項に相当する課程は省略することができる。